

教職課程における学修理解を促す「構図」としての学習指導要領 - 「総合的な探求の時間-指導計画の作成と内容の取扱い」

関谷 融

A course of study as "the composition" to promote the study repair solution in the teacher-training course
("Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study- Syllabus Design and Treatment of Content")

Toru SEKIYA

長崎県立大学 国際社会学部

要旨 本稿では、平成30年3月に改訂・告示された「総合的な探求の時間」の「指導計画の内容と内容の取扱い」の構造を理解し、教職課程における学修の「構図」として捉え直すというストラテジーの下、それらの主要部分を把握することを試みた。その際、取り扱う箇所について生成される図（概念地図）の具体例を示し、学習指導要領及び『解説編』原文と対照させた。なお、ここで用いた概念地図化は、『解説編』の「4 考えるための技法の活用」で示された、「考えるための技法」のうち「関連付ける」を可視化する方法の一例でもある。

キーワード : 総合的な探求の時間, 総則関連事項, 指導方法, 可視化

1. はじめに

筆者はこれまで教職課程履修学生が自身の学習ナビゲーションとして『学習指導要領』を活用してもらうための仕掛けづくりを念頭に、本来、児童・生徒の「理解」の「構図」が示されている「学習指導要領」及びその『解説編』を、教職課程における学生自身の学修の「ナビゲーター」として捉え直す方法について論じてきた。^{注1}具体的には、『学習指導要領』を概念地図に変換するコンピュータ・ソフトウェア（"Freemind"^{注2}）を使用して概念地図に変換して図的に可視化できるようにするものである。

なおこの手法は、『学習指導要領』「4 考えるための技法の活用」で示された、「考えるための技法」のうち「関連付ける」を可視化する方法として、例えば、ある事柄を中央に置き、関連のある言葉を次々に書き出し、線でつないでいくという方法（いわゆるウェビング）^{注3}でもある。

本稿でもこの基本コンセプトを踏襲し、このたび改訂された『学習指導要領』及び『学習指導要領解説 総合的な探求の時間編』（以下、『解説編』と表記）に、この時間の「指導計画の作成に当たっての配慮事項」がどのように構造化されて記述されているか、その主要部分を把握することを試みた。

なお、紙幅の都合上、本稿では、第5章の一部についての例を記載している。

また、授業における進行を踏襲し、まず本稿で取り扱う箇所について生成される図（概念地図）の具体例を示し、

次いで、『学習指導要領』及び『解説編』の原文から対応する箇所を抜粋した。

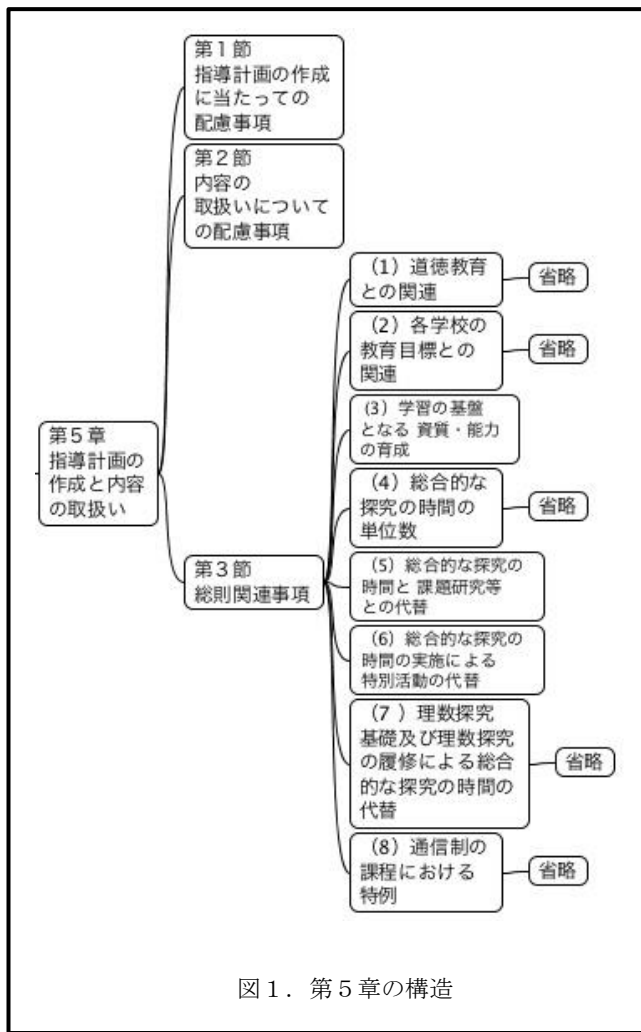


図1. 第5章の構造

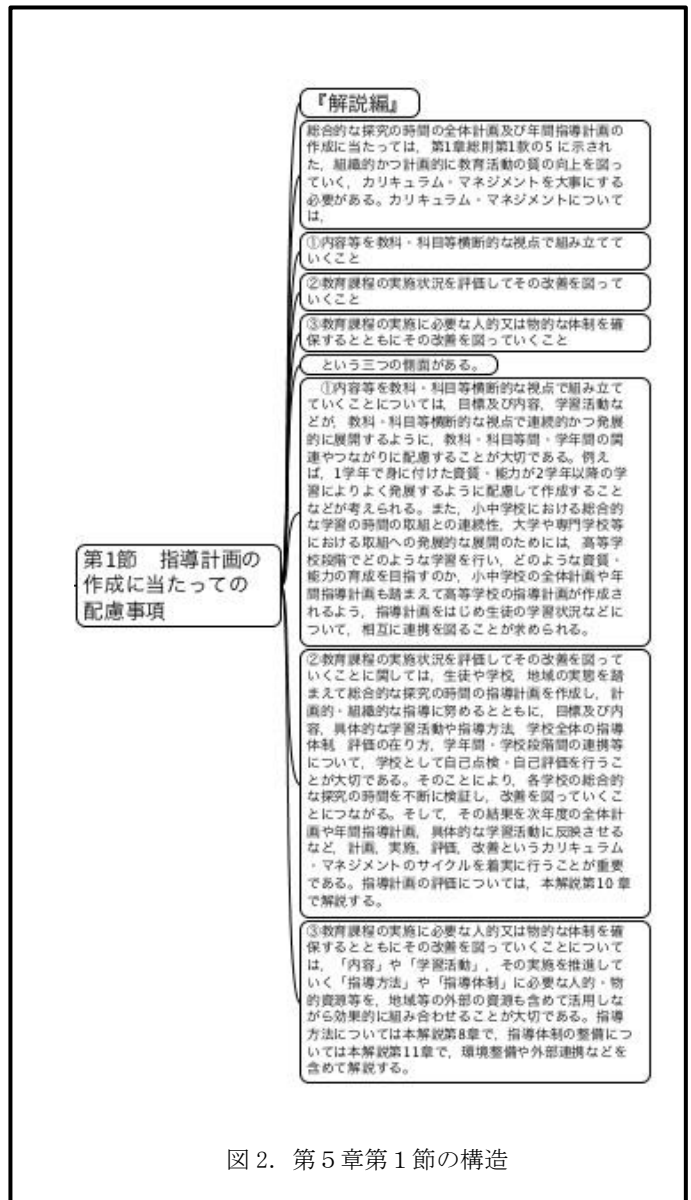


図2. 第5章第1節の構造

2. 指導計画の作成と内容の取扱いの構成

2.1 第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

『解説編』では、カリキュラム・マネジメントをコントロールしてゆく総合的な探究の時間の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、次の3つの視点が必要とされている。

- ① 教科・科目の内容を横断的な視点で組み立てる
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

(以下〔 〕で括られた語・文は『学習指導要領』及び『解説編』からの抜粋)

①については、〔目標及び内容、学習活動などが、教科・科目等横断的な視点で連続的かつ発展的に展開するように、教科・科目等間・学年間の関連やつながりに配慮することが大切〕とされる。②については、〔生徒や学校、地域の実態を踏まえて総合的な探究の時間の指導計画を作成し、計画的・組織的な指導に努めるとともに、目標及び内

容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切〕とされている。

③については、〔「内容」や「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが大切〕とされている。指導方法については『解説編』第8章に、指導体制の整備については『解説編』第11章に、環境整備や外部連携などを含めた解説がある。

2.2 第2節 内容の取扱いについての配慮事項

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 内容の取扱いに当たっては、

『学習指導要領』で次の10点に留意することがもとめられている。

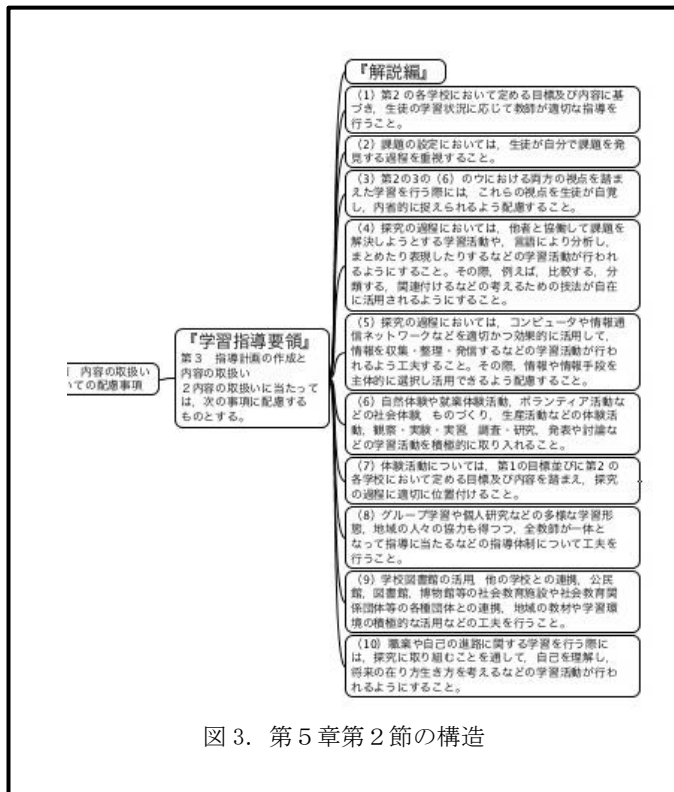


図3. 第5章第2節の構造

- (1) 生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う
- (2) 生徒が自分で課題を発見する過程を重視する
- (3) 学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮する
- (4) 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする
- (5) コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する
- (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる
- (7) 体験活動については、探究の過程に適切に位置付ける
- (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行う
- (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う
- (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする

2.3 第3節「総則関連事項」

(3) 学習の基盤となる資質・能力の育成をめざし、総合的な探究の時間において、〔生徒自らが課題を設定して取り組む、実社会や実生活の中にある複雑な問題状況の解決に取り組む、答えが一つに定まらない問題を扱う、多様な他者と協働したり対話したりしながら活動を展開するなど、この時間ならではの学習活動の特質を存分に生かす方向で、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に貢献すること。〕が期待されている。

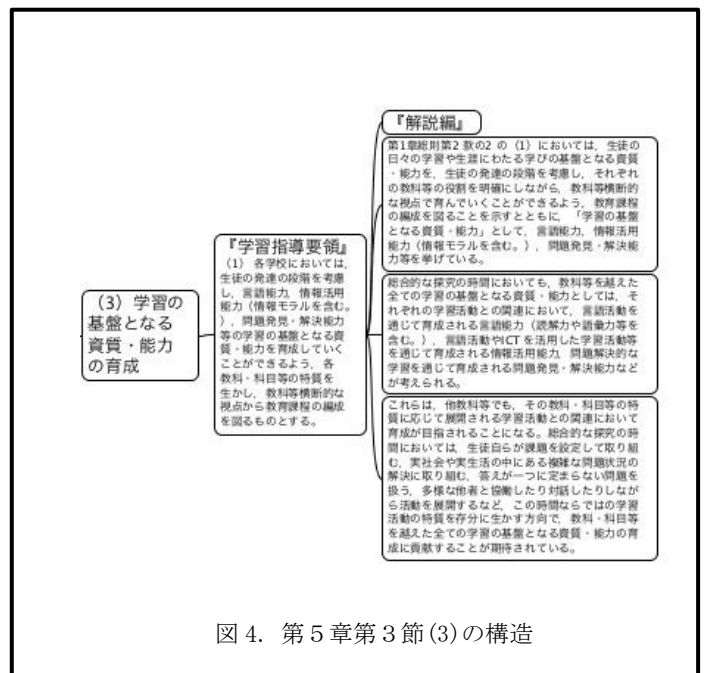


図4. 第5章第3節(3)の構造

- (4) 総合的な探究の時間の単位数〔省略〕
- (5) 総合的な探究の時間と課題研究等との代替について

て、代替が可能とされるのは、〔「同様の成果が期待される場合」〕とされており、〔「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標から見ても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な探究の時間の履修によって「課題研究等」の履修に代替する場合には、総合的な探究の時間における学習活動の成果が「課題研究等」の目標、内容等から見て満足できる成果を期待できるような場合〕と限定されている。

一方で、〔例えば、学校において総合的な探究の時間に課題研究的な学習活動と横断的・総合的な課題についての学習活動の両方を行い、課題研究的な学習活動に相当する部分のみを「課題研究等」の科目と代替するということは可能である。〕ともされている。

3. 平成 21 年度版と平成 30 年度版の比較

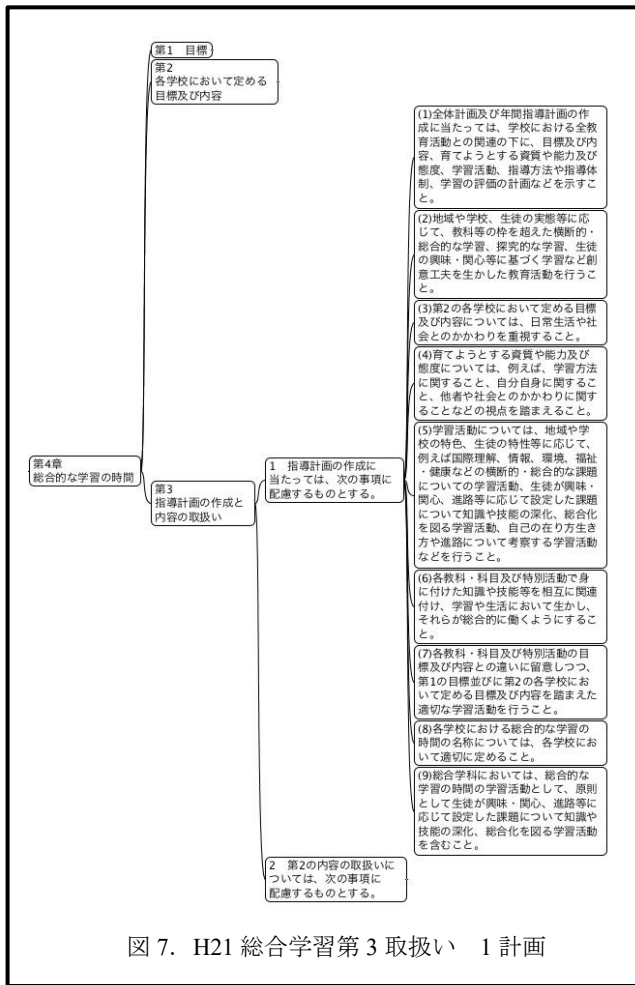


図 7. H21 総合学習第3 取扱い 1 計画

「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」は、平成 21 年度版では 9 項目 (図 7) であったものが、平成 30 年度版では 8 項目 (図 8) になっていることがわかる。

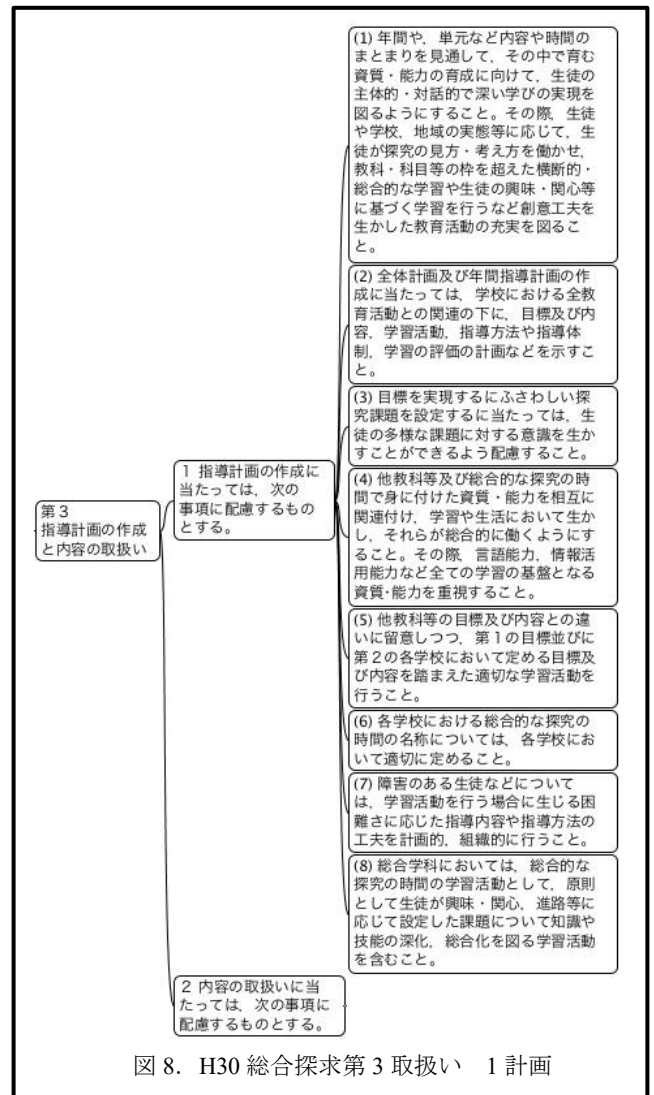


図 8. H30 総合探求第3 取扱い 1 計画

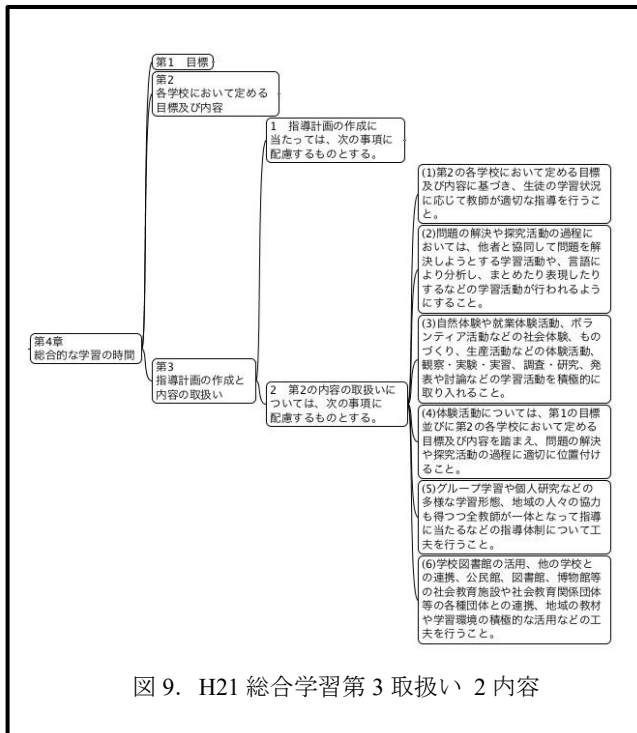


図9. H21 総合学習第3 取扱い 2 内容

「1 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。」は、平成21年度版では6項目(図9)であったものが、平成30年度版では10項目(図10)になっていることがわかる。

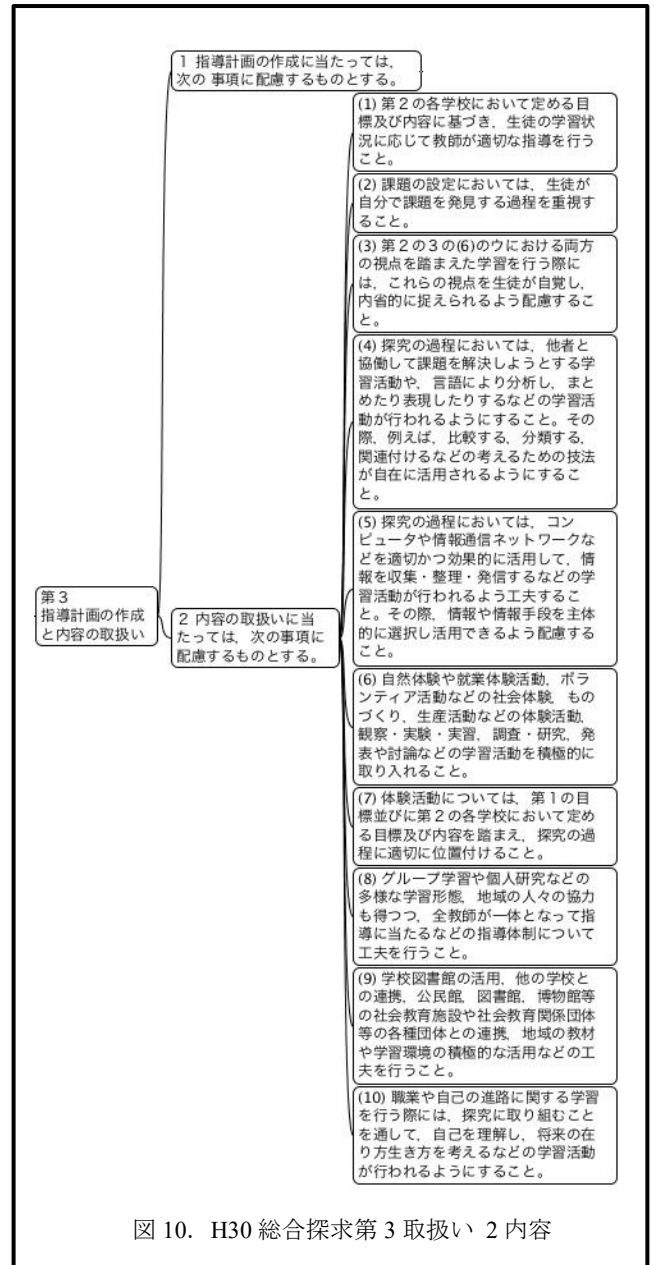


図10. H30 総合探求第3 取扱い 2 内容

4. “学習指導要領解説 総合的な探求の時間編” 抜粋 (一部)

指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項 (『解説編』40頁)

総合的な探究の時間の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、第1章総則第1款の5に示された、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく、カリキュラム・マネジメントを大事にする必要がある。〔省略〕

また、小中学校における総合的な学習の時間の取組との連続性、大学や専門学校等における取組への発展的な展開のためには、高等学校段階でどのような学習を行い、どのような資質・能力の育成を目指すのか、小中学校の全体計

画や年間指導計画も踏まえて高等学校の指導計画が作成されるよう、指導計画をはじめ生徒の学習状況などについて、相互に連携を図ることが求められる。

②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことに関しては、生徒や学校、地域の実態を踏まえて総合的な探究の時間の指導計画を作成し、計画的・組織的な指導に努めるとともに、目標及び内容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切である。〔省略〕

③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことについては、「内容」や「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが大切である。〔省略〕

第2節 内容の取扱いについての配慮事項

第3 指導計画の作成と内容の取扱い（『解説編』47頁）

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。（以下、『学習指導要領』本文のみ）

- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点を踏まえた学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮すること。
- (4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
- (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(7) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。〔省略〕

探究の過程に適切に位置付けるとは、一つには、設定した探究課題に迫り、課題の解決につながる体験活動であることが挙げられる。予想を立てた上で検証する体験活動を行ったり、体験活動を通して実感的に理解した上で課題を再設定したりするなど、探究課題の解決に向かう学習の過程に適切に位置付けることが欠かせない。

二つには、生徒が主体的に取り組むことのできる体験活動であることが挙げられる。そのためには、生徒の発達に合った、生徒の興味・関心に応じた体験活動であることが必要となる。生徒にとって過度に難しかったり、明確な目的をもてなかつたりする体験活動では十分な成果を得ることができない。〔省略〕

このように意図的・計画的に体験活動を位置付けることによって、探究の過程は一層充実し、総合的な探究の時間で育成を目指す資質・能力が確実に身に付くと考えられる。

〔省略〕

この体験活動は、特別活動として実施する勤労生産・奉仕的行事として行うことも考えられるが、総合的な探究の時間に位置付けて実施する場合には、課題の解決や探究活動に適切に位置付く学習活動でなければならない。

このように総合的な探究の時間において、学校行事と関連付けて体験活動を実施することもあり得る。しかし、その場合でも、必ず総合的な探究の時間の目標及び内容を踏まえたものであること、探究の過程に位置付けていることなどを満たさなければならない。その上で実際に総合的な探究の時間の要件を満たす活動の時数だけを正確に算出して、総合的な探究の時間の時数として計上することが求められる。

平成21年の学習指導要領解説において、文化的行事や健康安全・体育的行事の準備などは総合的な探究の時間として適切ではないことが明記された。〔省略〕

総合的な探究の時間と特別活動との目標や内容の違いを踏まえ、それぞれの時間にふさわしい体験活動を行わなければならない。

総合的な探究の時間と特別活動との関連を意識し、適切に体験活動を位置付けるためには、次のような点に十分配慮すべきである。例えば、修学旅行と関連を図る場合は、その土地に行かなければ解決し得ない学習課題を生徒自らが設定していること、現地の学習活動の計画を生徒が立てること、その上で、現地ではインタビューや調査等の機会を設けるなど生徒の自主的な学習活動を保障すること、事後は、解決できた部分をまとめ、解決できなかった部分を別の手段で追究する学習活動を行うことなど、一連の学習活動が探究となっていることが必要である。こうしたこと

に十分配慮した上で、総合的な探究の時間と特別活動とを関連させて実施することが考えられる。その際、総合的な探究の時間の目標や内容に関わらない時間については、総合的な探究の時間に該当しないことは当然であり適切な時数が配当されるよう十分に注意しなければならない。〔省略〕

(8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

(9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

(10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第3節 総則関連事項

(3) 学習の基盤となる資質・能力の育成（第1章総則第2款の2(1)）（『解説編』64頁）

(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。（『学習指導要領』本文）

第1章総則第2款の2の(1)においては、生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、生徒の発達の段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にししながら、教科等横断的な視点で育てていくことができるよう、教育課程の編成を図ることを示すとともに、「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等を挙げている。

総合的な探究の時間においても、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力としては、それぞれの学習活動との関連において、言語活動を通じて育成される言語能力（読解力や語彙力等を含む。）、言語活動やICTを活用した学習活動等を通じて育成される情報活用能力、問題解決的な学習を通じて育成される問題発見・解決能力などが考えられる。〔省略〕

総合的な探究の時間においては、生徒自らが課題を設定して取り組む、実社会や実生活の中にある複雑な問題状況の解決に取り組む、答えが一つに定まらない問題を扱う、多様な他者と協働したり対話したりしながら活動を展開するなど、この時間ならではの学習活動の特質を存分に生かす方向で、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に貢献することが期待されている。

(4) 総合的な探究の時間の単位数（第1章総則第2款の3(2)ア(イ)）

〔省略〕

(5) 総合的な探究の時間と課題研究等との代替（第1章総則第2款の3(2)イ(ウ)）〔省略〕

(6) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替（第1章総則第2款の3(3)ケ）（『解説編』68頁）
ケ 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。（『学習指導要領』本文）

総合的な探究の時間に行われる学習では、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいく。このような総合的な探究の時間の重要性を踏まえ、各教科・科目等との関係については、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と記述し、各教科・科目等と連携しながら、課題の解決や探究活動を行うという総合的な探究の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、「探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。」との規定を置いた。

これらを前提としつつ、総合的な探究の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を課題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な探究の時間において、その趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動や社会体験活動、あるいは就業体験やボランティア活動を探究の過程の中で行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養うなど、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

すなわち、

・総合的な探究の時間に行われる自然体験活動や社会体験活動は、環境や自然を課題とした探究活動、あるいは歴史

や国際理解を題材とした探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、

・総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える探究活動として行われると同時に、「勤労の尊さや生産することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体験し、ボランティア活動などの社会奉仕それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

なお、本項の記述は、総合的な探究の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、総合的な探究の時間において体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や体育祭のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまないことは、第4章総合的な探究の時間に示すとおりである。

5. 注

- (1) 「教職課程における、構造看取をとおした『学習指導要領』理解への試み」～高校公民」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』、第10号、平成21年12月

「教職課程における、構造看取をとおした『学習指導要領』理解への試み」～道徳」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』、第11号、平成22年12月

「教職課程における、構造看取をとおした『学習指導要領』理解への試み」～中学社会（地理的分野）」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』、第12号、平成23年12月

「教職課程における、構造看取をとおした『学習指導要領』理解への試み」～「総合的な学習の時間・特別活動」」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』、第13号、平成24年12月

「教職課程における、構造看取をとおした『学習指導要領』理解への試み」～特別の教科道徳」『長崎県立大学国際情報学部研究紀要』、第16号、平成27年12月

- (2) オープンソースかつ無料で利用することが出来るマインドマップ作成ツール。ウインドウズPCの他、マックやリナックス版もある（Java ベースのクロスプラットフォーム）。

6. 文献

- 1) 文部科学省：“学習指導要領”平成30（2018）年
- 2) 文部科学省：“学習指導要領解説 総合的な探求の時間編”平成30（2018）年

(2019.10.10- 投稿, 2019.11.1- 受理)